



# 鳥取県公報

平成16年4月9日(金)  
第7575号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (266) (障害福祉課) ..... 1
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (267) (環境政策課) ..... 1
	特定計量器の定期検査の実施 (268) (経済交流課) ..... 3
	鳥取県政府調達苦情処理要領の一部改正 (269) (出納局) ..... 3
雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) ..... 5

## 告 示

### 鳥取県告示第266号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
医療法人清和会	倉吉市上井302 - 1	ホームヘルパーステーションせいわ	倉吉市上井291 - 7	児童居宅介護	平成16年3月31日

### 鳥取県告示第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称  
東郷町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画下水道事業 東郷町公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和52年12月16日から平成21年3月31日

(変更前 昭和52年12月16日から平成16年3月31日まで)

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

東郷町大字野花字西走出、大字藤津字向田及び字流田、大字田畑字走り出、大字別所字隅田及び字戸井ノ口の各一部

削除する部分 東郷町大字長江字岸、字下敷手、字斉ノ前、字五反田、字前田、字上前田、字蓼尾、字五ノ坪、字六ノ坪、字平田、字菅原、字前溝、字東蓼尾、字東芦崎、字巖崎、字沖代々、字上敷手、字石建、字菅ノ森、字押野、字中條屋敷、字六反田、字長泉寺、字下條屋敷、字砂田、字江尻、字上條屋敷、字茅崎、字勘屋、字西沢、字惣治屋、字赤坂、字汐附、字親主及び字橋本、大字門田字小池、字長香寺、字天正、字尾長、字植木、字懸水、字前田、字屋敷、字才の神、字大室、字大藪、字南、字小五郎、字長砂、字岡崎、字鯨及び字夕間、大字長和田字河原田、字出口、字護摩木、字隅田、字井ノ尻、字杖付、字二ノ屋敷、字津浪、字坂ノ下、字六方垣、字屋敷、字若宮、字坂根、字二ノ坂根、字同道横町、字六反田、字小池、字川尻、字二ノ小池、字砂田、字入江、字狐コロシ、字牛ヲロシ、字植木巖、字三通田、字家ノ上及び字宇坪垣、大字野花字蓼原、字岩根、字野花川、字東前田、字東走出、字西前田及び字西ノ上、大字引地字向川尻、字内川尻、字明五ノ湯、字村前、字青鷲、字舞鶴、字寺前、字九品堂、字西村ノ内、字村ノ内、字引地、字東村ノ内、字頃木松、字戸奥及び字谷田、大字龍島、大字旭、大字中興寺字松原、字市場頭、字中坪、字蜘蛛坪、字四月井手、字腰舞、字屋敷、字青木、字深田及び字谷口、大字松崎字新町、字田町、字西ノ丸、字城山、字堀、字仲町、字上町、字町浦及び字茄子谷、大字藤津字泥中、字奥、字中浜、字沖新田、字龍王前、字若山、字前田及び字上坪、大字久見字片原ケ坪、字大坪、字角ノ目、字屋敷、字空谷、字清水冷り、字前田、字小五郎、字樋ノ詰、字桜ケ坪、字京免、字掛定、字向畑及び字ナメラ谷、大字田畑字田中、字山崎、字高柳、字鳥居松、字屋敷、字室木、字新屋敷、字室木ノ二及び字切崎、大字小鹿谷字前田、字垣ノ内、字堤下、字上榎、字重福寺、字秀尾、字前崎、字長峯、字御屋敷前、字御屋敷、字屋敷、字立脇、字松神谷及び字白ノ谷、大字国信字切崎、字井料、字村前、字下り及び字倉入、大字別所字倉入、字二ノ倉入、字徳丸、字坪谷、字屋敷、字垣添、字羽広田及び字東谷、大字埴見字岡崎二並びに大字佐美字鯨及び字二ノ鯨

## (2) 使用の部分

追加する部分 東郷町大字長江字斉ノ前、字五反田、字前田、字上前田、字蓼尾、字五ノ坪、字六ノ坪、字平田、字菅原、字前溝、字東蓼尾及び字東芦崎の各全部並びに同大字字岸、字下敷手、字巖崎、字沖代々、字上敷手、字石建、字菅ノ森、字押野、字中條屋敷、字六反田、字長泉寺、字下條屋敷、字砂田、字江尻、字上條屋敷、字茅崎、字勘屋、字西沢、字惣治屋、字赤坂、字汐附、字親主及び字橋本の各一部、大字門田字屋敷の全部並びに同大字字小池、字長香寺、字天正、字尾長、字植木、字懸水、字前田、字屋敷、字才の神、字大室、字大藪、字南、字小五郎、字長砂、字岡崎、字鯨及び字夕間の各一部、大字長和田字出口、字二ノ屋敷及び字川尻の各全部並びに同大字字河原田、字護摩木、字隅田、字井ノ尻、字杖付、字津浪、字坂ノ下、字六方垣、字屋敷、字若宮、字坂根、字二ノ坂根、字同道横町、字六反田、字小池、字二ノ小池、字砂田、字入江、字狐コロシ、字牛ヲロシ、字植木巖、字三通田、字家ノ上及び字宇坪垣の各一部、大字野花字蓼原、字西走出、字岩根、字野花

川、字東前田、字東走出、字西前田及び字西ノ上の各一部、大字引地字舞鶴の全部並びに同大字字向川尻、字内川尻、字明五ノ湯、字村前、字青鷺、字舞鶴、字寺前、字九品堂、字西村ノ内、字村ノ内、字引地、字東村ノ内、字頃木松、字戸奥及び字谷田の各一部、大字龍島の全部、大字旭の全部、大字中興寺字松原、字市場頭、字中坪及び字蜘蛛坪の各全部並びに同大字字四月井手、字腰舞、字屋敷、字青木、字深田及び字谷口の各一部、大字松崎字田町及び字城山の各全部並びに同大字字新町、字西ノ丸、字堀、字仲町、字上町、字町浦及び字茄子谷の各一部、大字藤津字泥中、字奥、字向田、字中浜、字沖新田、字龍王前、字若山、字前田、字上坪及び字流田の各一部、大字久見字大坪、字角ノ目及び字掛定の各全部並びに同大字字片原ヶ坪、字屋敷、字空谷、字清水冷り、字前田、字小五郎、字樋ノ詰、字桜ヶ坪、字京免、字向畑及び字ナメラ谷の各一部、大字田畑字田中の全部並びに同大字字山崎、字高柳、字走り出、字鳥居松、字屋敷、字室木、字新屋敷、字室木ノ二及び字切崎の各一部、大字小鹿谷字前田、字垣ノ内、字堤下、字上榎、字重福寺、字秀尾、字隈田、字前崎、字長峯、字御屋敷前、字御屋敷、字屋敷、字立脇、字松神谷及び字臼ノ谷の各一部、大字国信字切崎、字井料、字村前、字下り及び字倉入の各一部、大字別所字倉入、字二ノ倉入、字徳丸、字坪谷、字屋敷、字垣添、字戸井ノ口、字羽広田及び字東谷の各一部、大字埴見字岡崎二の一部並びに大字佐美字鯨及び字二ノ鯨の各一部

**鳥取県告示第268号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
東伯郡 泊 村	平成16年5月10日（月）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡泊村大字泊534 - 1 泊村役場
東伯郡 羽合町	平成16年5月11日（火）	”	東伯郡羽合町大字赤池60 - 1 鳥取中央農業協同組合羽合支所梨選果場
東伯郡 東郷町	平成16年5月13日（木）	”	東伯郡東郷町大字龍島500 東郷町役場
東伯郡 三朝町	平成16年5月14日（金）	”	東伯郡三朝町大字大瀬999 - 2 三朝町総合文化ホール
東伯郡 関金町	平成16年5月21日（金）	”	東伯郡関金町大字大鳥居193 - 1 関金町役場
東伯郡	平成16年5月28日（金）	”	倉吉市山根529 - 2 鳥取県立倉吉体育文化会館
”	平成16年6月1日（火）から同月30日（水）までの日（日曜日、土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係

**鳥取県告示第269号**

鳥取県政府調達苦情処理要領（平成12年鳥取県告示第94号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(検討方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 苦情申立人、参加人及び関係調達機関は、委員会に出席し、その意見を述べる<u>ことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会が出席を認めないときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について検討を行う場合</u></p> <p>(2) <u>委員会の会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合</u></p> <p>4～6 略</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 <u>委員会の会議は、これを公開とする。ただし、法令又は条例の規定により公開することができないとされているとき及び前条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合であって、委員会の会議で非公開を決定したときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用については、この要領に定めるもののほか、平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>何人も、自己に係る鳥取県情報公開条例第9条第2項各号に掲げる情報が委員会の検討する事項に含まれると思料するときは、その理由を付して、委員会の会議を非公開とするよう委員会に申し出ることができる。</u></p>	<p>(検討方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 苦情申立人、参加人及び関係調達機関は、委員会に出席し、その意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>(会議の非公開)</p> <p>第9条 <u>委員会が苦情の処理について検討する会議は、これを非公開とする。ただし、苦情申立人、参加人又は関係調達機関から公開とするよう申出があったときは、これを公開することができる。</u></p>

## 附 則

この告示は、平成16年4月9日から施行する。

---

雑 報

---

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成16年4月9日

財団法人消防試験研究センター理事長 池 田 春 雄

## 1 試験の種類及び日時

試 験 の 種 類	日 時
甲種危険物取扱者試験	平成16年6月20日（日）午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	〃
丙種危険物取扱者試験	平成16年6月20日（日）午前10時15分から

## 2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目1-1	鳥取環境大学第17講義室
〃	鳥取環境大学第30講義室
倉吉市山根529-2	鳥取県倉吉市体育文化会館大研修室
〃	鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター大教室
米子市旗ヶ崎2030	米子食品会館新館大ホール
〃	米子食品会館旧館多目的ホール
〃	米子食品会館別館プラザホール

## 3 受験願書の受付期間

平成16年4月12日（月）から同月26日（月）まで（郵送による場合は、平成16年4月26日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

## 4 受験願書の提出先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

## 5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

## 6 その他

- （1） 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- （2） 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-20-3669）に照会すること。

